

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び伊丹市職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び伊丹市職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

近隣他都市の会計年度任用職員の給与その他の事情を考慮して、会計年度任用職員の給与に関する所要の改正を行うため。

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び伊丹市職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

（伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 1 条 伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成 31 年伊丹市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「50 を乗じた」を「52 を乗じたものから規則で定める時間を減じた」に改める。

別表第 2 ア及びイ中保育士及び保育教諭又はこれらと同程度の複雑，困難及び責任の度であると認められる業務に従事する職種の項を削る。

（伊丹市職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 伊丹市職員定数条例等の一部を改正する条例（平成 31 年伊丹市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条のうち伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第 2 条第 1 項の改正規定中「第 22 条の 2 第 1 項第 1 号」を「第 22 条の 2 第 1 項」に改め，同条に 1 項を加える改正規定のうち第 4 項に係る部分を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げるものの手当の種類は，当該各号に定める種類とする。

- (1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するもの
通勤手当，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当および期末手当
- (2) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定するもの
初任給調整手当，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，期末手当および退職手当

付則第 1 項中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。